

徳島県養育費確保支援事業費補助金交付要綱

(補助金の交付)

第1条 知事は、離婚後のひとり親世帯におけるこどもの健やかな成長のために必要な養育費の確保を支援するため、徳島県内の町村に居住するひとり親世帯の親が負担する養育費確保に要する経費に対し、予算の範囲内で、補助金を交付するものとし、その交付については、徳島県補助金交付規則（昭和58年徳島県規則第53号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 養育費

民法（明治29年法律第89号）第766条第1項に規定する子の監護に要する費用

(2) ひとり親世帯の親

母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項に規定する配偶者のない女子又は同条第2項に規定する配偶者のない男子であつて、現に同条3項に規定する児童を扶養している者

(3) 公証人手数料

養育費の支払を内容とする公正証書（強制執行認諾条項付きのものに限る。以下同じ。）の作成経費のうち、公証人手数料令（平成5年政令第224号）第9条の法律行為に係る証書の作成についての手数料（養育費に係るものに限る。）

(経費及び補助額)

第3条 この補助金は、別表の第1欄に掲げる補助区分毎に、同表第2欄に掲げる補助対象者に対し、同表第3欄に掲げる補助対象経費について交付する。

(補助金交付申請及び実績報告)

第4条 規則第3条の補助金交付申請書は、徳島県養育費確保支援事業費補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）によるものとし、規則第11条の実績報告書を兼ねるものとする。

2 規則第3条の知事が定める書類は、別に定める。

3 規則第3条の知事の定める期日は、別に定める。

(補助金の交付の決定及び額の確定)

第5条 知事は、前条による交付申請があったときは、第4条第2項に規定する書類等の審

査により、当該申請の内容を調査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに、補助金の交付を決定するとともに、額の確定を併せて行うものとする。

(決定の通知)

第6条 知事は、前条の決定をしたときは、徳島県養育費確保支援事業費補助金交付決定通知書兼額の確定通知書（以下「決定通知書」という。）により、補助金の交付申請をした者に通知するものとする。

(補助金の交付の条件)

第7条 規則第5条第1項各号に掲げる事項及び規則第15条の2に規定する事項は、補助金の交付の決定の条件となる。

(補助金の請求)

第8条 第5条による決定通知を受けた者は、徳島県養育費確保支援事業費補助金請求書（様式第2号）（以下「補助金請求書」という。）に当該通知に係る決定通知書の写しを添えて知事に補助金の請求をしなければならない。

(補助金の支払)

第9条 知事は、前条の補助金請求書等を受領した後に、補助金を支払うものとする。

(補助金の交付決定の取消及び返還)

第10条 知事は、申請者が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 第7条に規定する交付の決定の条件に反することが判明した場合

(2) その他知事が不相当と認める事実があることが判明した場合

2 知事は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助対象経費の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

補助区分	補助対象者	補助対象経費	補助 上限額
公正証書 作成費用	<p>徳島県内の町村に居住し、次の要件の全てを満たすひとり親世帯の親</p> <ul style="list-style-type: none"> ・養育費の取決めの対象となる 20 歳未満の者を現に扶養している者 ・養育費に係る公正証書（強制執行認諾条項付きのものに限る。）を作成し、これに要する費用を負担した者 ・養育費の取決めに係る債務名義を有している者 ・過去に同一の児童を対象として、同一の補助区分の補助金（他自治体が交付したものを含む。）が交付されていない者 	<ul style="list-style-type: none"> ・公証人手数料 ・公証役場に提出する戸籍謄本等の書類取得費用 ・公証役場に提出する郵便切手代 	3万円
保証契約 締結費用	<p>徳島県内の町村に居住し、次の要件の全てを満たすひとり親世帯の親</p> <ul style="list-style-type: none"> ・養育費の取決めの対象となる 20 歳未満の者を現に扶養している者 ・保証会社と 1 年以上の養育費保証契約を締結し、これに要する費用を負担した者 ・養育費の取決めに係る債務名義を有している者 ・過去に同一の児童を対象として、同一の補助区分の補助金（他自治体が交付したものを含む。）が交付されていない者 	<ul style="list-style-type: none"> ・保証会社と養育費保証契約を締結する際に要する経費のうち、初回の保証料として本人が負担する費用 	5万円
養育費請 求調停申 立費用	<p>徳島県内の町村に居住し、次の要件の全てを満たすひとり親世帯の親</p> <ul style="list-style-type: none"> ・養育費の取決めの対象となる 20 歳未満の者を現に扶養している者 ・養育費請求調停の申立てを行い、これに要する費用を負担した者 ・養育費の取決めに係る債務名義を有している者 ・過去に同一の児童を対象として、同一の補助区分の補助金（他自治体が交付したものを含む。）が交付されていない者 	<ul style="list-style-type: none"> ・養育費請求調停申立てに要する収入印紙代 ・裁判所に提出する戸籍謄本等の書類取得費用 ・裁判所に提出する郵便切手代 ・養育費請求調停の申立てを弁護士等に委任した場合の費用（着手金に限る。） 	6万円

<p>養育費強制執行申立費用</p>	<p>徳島県内の町村に居住し、次の要件の全てを満たすひとり親世帯の親</p> <ul style="list-style-type: none"> ・養育費の取決めの対象となる 20 歳未満の者を現に扶養している者 ・養育費強制執行の申立てを行い、これに要する費用を負担した者 ・養育費の取決めに係る債務名義を有している者 ・過去に同一の児童を対象として、同一の補助区分の補助金（他自治体が交付したものを含む。）が交付されていない者 	<ul style="list-style-type: none"> ・養育費強制執行申立てに要する収入印紙代 ・裁判所に提出する戸籍謄本等の書類取得費用 ・裁判所に提出する郵便切手代 ・養育費強制執行の申立てを弁護士等に委任した場合の費用（着手金に限る。） 	<p>6万円</p>
--------------------	--	---	------------

徳島県養育費確保支援事業費補助金交付申請書兼実績報告書

令和 年 月 日

徳島県知事 殿

徳島県養育費確保支援事業費補助金交付要綱第4条の規定に基づき、次のとおり申請します。なお、申請内容について、審査に必要な範囲で在住町村等第三者に提供することに同意します。

(フリガナ) 申請者 氏名				電話番号	
申請者 住所	(〒)				
養育費の 取決めの 対象児童 の氏名・ 生年月日	フリガナ	年 月 日生	フリガナ	年 月 日生	
	フリガナ	年 月 日生	フリガナ	年 月 日生	
交付申請 額等	<input checked="" type="checkbox"/> を記入	補助区分	実支出額	交付申請額	
	<input type="checkbox"/>	公正証書作成費用	円	※上限3万円 円	
	<input type="checkbox"/>	保証契約締結費用	円	※上限5万円 円	
	<input type="checkbox"/>	養育費請求調停申立費用	円	※上限6万円 円	
	<input type="checkbox"/>	養育費強制執行申立費用	円	※上限6万円 円	
			合計額	円	
過去の 交付確認	<input type="checkbox"/>	過去に同一の児童を対象として、同一の補助区分の補助金の交付を受けていません。 ※他自治体からの交付を含む。			
振込先	金融機関名	店舗名	種別	口座番号	名義人(カナ)
			普通		

※裏面に記載する必要書類を添付すること。

補助区分	必要書類
共通	<input type="checkbox"/> 徳島県養育費確保支援事業費補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）
	<input type="checkbox"/> 児童扶養手当証書の写し又は以下の書類 ①申請者及び養育費の取決めの対象となる児童の戸籍謄本若しくは抄本 ②申請者の世帯全員の住民票 ※①②：申請日から6月以内に発行されたもの（写し可） ※①：離婚後、未婚の戸籍 ※②：個人番号の記載のないもの
	<input type="checkbox"/> 交付申請額及び内訳が分かる領収書等 ※申請者本人が負担したもの ※宛名、領収年月日、領収金額、取引内容、領収者の住所及び氏名並びに領収印のあるもの （行政機関等が発行する領収書等で、記載が困難な場合を除く。）
	<input type="checkbox"/> 通帳の写し等、振込先口座が確認できるもの ※申請者名義のもの
	<input type="checkbox"/> その他知事が必要と認めるもの
公正証書作成費用	<input type="checkbox"/> 養育費について取り決めた公正証書（強制執行認諾条項付きのものに限る。）の写し
保証契約締結費用	<input type="checkbox"/> 保証会社と締結した養育費保証契約書の写し
	<input type="checkbox"/> 養育費の取決めを交わした文書（公正証書、調停調書、審判書等）の写し
養育費請求調停申立費用	<input type="checkbox"/> 裁判所が受理した申立て書類一式の写し
	<input type="checkbox"/> 養育費の取決めを交わした文書（調停調書、審判書等）の写し
	<input type="checkbox"/> 弁護士等との委任契約の写し（弁護士等へ委任した場合に限る）
養育費強制執行申立費用	<input type="checkbox"/> 裁判所が受理した申立て書類一式の写し
	<input type="checkbox"/> 養育費の取決めを交わした文書（公正証書、調停調書、審判書等）の写し
	<input type="checkbox"/> 弁護士等との委任契約の写し（弁護士等へ委任した場合に限る）

